

長浜市告示第131号

長浜市水源地域振興事業交付金交付要綱（令和3年長浜市告示第162号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第6条中「交付金の交付を受けようとする年度の5月末まで」を「交付対象事業の着手前」に改める。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。